

被害児童保護施策の取組状況

児童買春・児童ポルノ事犯における被害児童に対する保護施策

省庁名【厚生労働省】

番号【1】

【該当する骨子】

- 被害児童に対する保護活動

【取組の概要】

- 児童相談所における適切な支援（被害児童に対する相談・援助、一時保護、病院等専門機関の斡旋、児童福祉施設への入所措置等）
- 児童家庭支援センターにおける被害児童への支援
- 児童養護施設等における心理療法担当職員による心理療法の実施

【取組の詳細】

- 児童相談所における適切な支援（被害児童に対する相談・援助、一時保護、病院等専門機関の斡旋、児童福祉施設への入所措置等）
 - ・ 児童相談所において、性的虐待、児童ポルノ事犯等により心身に有害な影響を受けた児童に対し、相談・援助、一時保護、病院等専門機関の斡旋、児童福祉施設への入所措置等の支援を実施。【参考：平成 27 年度の児童相談所における児童買春等被害相談対応件数 45 件】
 - ・ 児童相談所における適切な支援を行うための体制強化として、平成 28 年 5 月の児童福祉法改正により、児童心理司、医師又は保健師、スーパーバイザー（指導・教育担当の児童福祉司）といった専門職の配置を法律に規定した。
 - ・ 平成 28 年 4 月に策定した「児童相談所強化プラン」で、児童相談所の体制や専門性を計画的に強化するため、平成 31 年度までに、専門職を合計 1,120 人増員（+26%）する等の大幅な増加目標を定めた。（平成 28 年度配置実績 児童福祉司 3,030 人 スーパーバイザー 511 人 児童心理司 1,329 人 保健師 101 人）
- 児童家庭支援センターにおける被害児童への支援
 - ・ 全国 118 か所に児童家庭支援センター（※）を設置し（平成 28 年 10 月 1 日時点）、被害児童やその家族も含めた地域の家庭や里親等に対し、施設退所後の家族再統合への支援や見守り等、専門的な知識及び技術を要するものに応じ、必要な助言を実施。
 - ※ 児童家庭支援センターは、児童相談所の補完的役割を担う拠点として、地域の子育て家庭に対し、児童虐待等、専門性を要する相談・支援（施設入所に至る前の専門性の高い支援や、施設退所後の家族再統合への支援や見守り等）を実施。
- 児童養護施設等における心理療法担当職員による心理療法の実施
 - ・ 全国 92 か所の乳児院、558 か所の児童養護施設、116 か所の母子生活支援施設、49 か所の児童自立支援施設に心理療法担当職員を配置し（平成 28 年 10 月 1 日時点）、虐待を受けた児童等に対する心理療法を実施。（児童入所施設措置費等 平成 29 年度予算額 122,715,601 千円の内数）

児童買春・児童ポルノ事犯における被害児童に対する保護施策

省庁名【厚生労働省】

番号【2】

【該当する骨子】

- 被害児童保護を行う者の資質の向上

【取組の概要】

- 性的被害を受けた児童等への支援を行う児童相談所職員等に対する研修の実施

【取組の詳細】

- 性的被害を受けた児童への支援を行う児童相談所職員等に対する研修の実施
 - ・ 平成 28 年 5 月の児童福祉法改正により、児童相談所の児童福祉司等の研修受講義務化を行い、研修の到達目標の中に「子どもの生活に関する諸問題（非行（性暴力、物質依存、放火等の特別な支援が必要な事例を含む）、不登校、ひきこもり、いじめ、貧困、自殺、家庭内暴力、児童買春、児童ポルノ被害等）への対応について理解し、説明することができる」、「児童買春、児童ポルノ被害に関する概念を理解し、説明することができる。」等の児童買春、児童ポルノ被害等の性的被害について理解を求める項目を盛り込み、児童相談所職員等の職員の専門性の向上を図った。

- ・ 児童相談所における支援が適切に行われるよう、都道府県において、児童相談所職員等を対象に、児童虐待（性的虐待を含む。）に関する研修等を実施し、その専門性の向上を推進。（児童虐待・DV対策等総合支援事業 平成 29 年度予算額 15,415,862 千円の内数）

【参考：平成 28 年度交付決定ベースの専門性強化事業実施自治体数 53】

- ・ 子どもの虹情報研修センター（※）において、児童相談所や市町村で虐待対応に携わる者等を対象として性的虐待を含む児童虐待への対応にかかる専門研修を実施し、毎年、約 2,000 人が参加。（児童虐待・DV対策等総合支援事業 平成 29 年度予算額 15,415,862 千円の内数）

※ 児童虐待問題や非行等の思春期問題について、研修や研究等を通じ、児童相談所等関係機関の専門性の向上を図ることを目的とする機関。平成 13 年度から横浜市に設置。国による財政支援を実施。

児童買春・児童ポルノ事犯における被害児童に対する保護施策

省庁名【厚生労働省】

番号【3】

【該当する骨子】

- 被害児童保護に関する関係機関の連携協力体制の強化

【取組の概要】

- 医療機関等専門機関との連携の推進
- 要保護児童対策地域協議会の機能強化
- 性暴力被害者への支援に関わる様々な機関の実践を基にした研修の実施
- 児童の負担軽減に向けた児童相談所、警察、検察の連携による聴取の実施

【取組の詳細】

- 医療機関等専門機関との連携の推進
 - ・ 虐待を受けた児童が深刻な身体的・精神的問題を抱えている事例や、刑事事件として司法の関与が必要となる事例等について、児童相談所等が医療機関や弁護士等から助言を受けるなど、専門機関との連携を推進。（児童虐待・DV対策等総合支援事業 平成29年度予算額 15,415,862千円の内数）
- 要保護児童対策地域協議会の機能強化
 - ・ 性的虐待を含む児童虐待対応に関し、児童相談所、市町村、児童福祉施設、学校、警察等の関係機関が情報を交換し、連携して支援を行うために市町村に設置される要保護児童対策地域協議会（以下「要対協」という。）について、平成28年5月の児童福祉法改正により、要対協の調整機関の専門職の配置及び研修受講の義務化を法律に規定した。（児童虐待・DV対策等総合支援事業 平成29年度予算額 15,415,862千円の内数）
 - ・ 要対協（子どもを守る地域ネットワーク）の調整機関の職員やネットワーク構成員等の専門性強化のための研修会開催等の取組や、関係機関の協働によるケース管理などのネットワーク関係機関の連携強化の取組に対して支援を行い、要対協の機能を強化。（子ども・子育て支援交付金 平成29年度予算額 107,617,000千円の内数）
【参考：平成27年度交付決定ベース実績自治体数 444】
- 性暴力被害者への支援に関わる様々な機関の実践を基にした研修の実施
 - ・ 子どもの虹情報研修センターにおいて、児童相談所や市町村で虐待対応に携わる者等を対象として性的虐待を含む児童虐待への対応にかかる専門研修を実施し、毎年、約2,000人が参加。（児童虐待・DV対策等総合支援事業 平成29年度予算額 15,415,862千円の内数）【再掲】
- 児童の負担軽減に向けた児童相談所、警察、検察の連携による聴取の実施
 - ・ 児童相談所、警察及び検察が連携を強化し、個別事例に応じて、協同面接等を実施することで、調査や捜査の段階で子どもから同じ内容の話を繰り返し聴取しないことにより、話を聞くことが子どもにとって出来事の再体験となる「二次的被害」を回避又は緩和するなど、子どもの心理的負担の軽減を図った。（平成27年10月～平成28年9月の実施件数：214件）

児童買春・児童ポルノ事犯における被害児童に対する保護施策

省庁名【警察庁】

番号【1】

【該当する骨子】

- 被害児童に対する保護活動
- 被害児童保護に関する関係機関との連携協力体制の強化

【取組の概要】

- 児童相談所との緊密な連携

【取組の詳細】

- 児童相談所との緊密な連携
 - ・ 要保護児童への対応
保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童（要保護児童）を発見した場合は、児童の安全確保を最優先としながら児童相談所への確実な通告を実施。
また、児童相談所から性的虐待や児童ポルノ事犯の被害等により心身に有害な影響を受けた児童に関する通報を受けた場合、相互連携による適切な対応を推進。
 - ・ 人事交流及び合同研修等の実施
児童相談所との平素からの連携を強化し、個別事案における早期の情報共有や事態が深刻化する前の迅速的確な対応を図るため、児童相談所に対する警察官OBの配置等の人事交流、研修への積極的な協力、要保護児童対策地域協議会への積極的な参画のほか、一部の都道府県警察では少年サポートセンターを児童相談所と同一施設内に設置し連携を推進。（人事交流：平成29年4月1日現在～205名、合同研修：平成28年中～246回、少年サポートセンターと児童相談所との併設：平成29年4月1日現在～193施設のうち8施設）